

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 2 - 1
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	15,550円 (振込手数料含む)	
支出年月日	2023年7月3日	
支出内容	2023年7月21日～23日 第65回自治体学校 in 岡山参加費 (三好)	
支 出 先	別添のとおり	

領 収 書 (該当○印)	④ (別紙の領収書添付用紙へ添付) 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印
-----------------	---

別紙

領収書添付用紙

支出書整理No.

2-1

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

中銀キャッシュサービスご利用明細

当行中国銀行をご利用いただきありがとうございます。たたいまお取扱いいたしました明細は下記のとおりでございますのでご確認ください。
お取引を枝の残高の金額は決済確認の随時更新をさせていただきます。
残高の振替に「J」印がある場合は、お借入れ残高を貸付しています。
お支払いいただきました手数料を明細には消込残高が記載されています。

取引店番	取引日	お取引内容
銀行番号	取引店番	口座番号
0330105-07-03お振込み		
お取引金額		¥15,000
手数料		¥550
おつり		¥4,450
お取引後の残高		

ご案内

お振込明細

りそな銀行

池袋支店

お受取人

普通

ユ)キンロウシヤレクリエーションキョウカ

イ様

ご依頼人

0167ミヨシタケシ 様

TEL

13:42

0179 中国銀行

01-02-383-05 (600 000) 4 04

研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	報 告 日	2023 年 7 月 25 日
代 表 者	高木 武志 (印)	報 告 者	三好 剛史 (印)
参 加 者	三好 剛史 ----- ----- -----		
実 施 日	2023 年 7 月 21 日 ～ 2023 年 7 月 23 日		
研究研修・調査等の場所	岡山市立市民文化ホール・岡山シティホテル桑田町別館		
目 的	地方自治と地域の問題、地域の主権の在り方と民意を反映させる 施策の具体化の考え方、自治体行政のデジタル化、介護保障におけ る行政の役割などについて学ぶ。 ----- 		
研究研修・調査等の概要 7 月 22 日（土）全体会 12：00～16：45 講演①「地方自治と地域 この 1 年から考える」 中山徹氏（奈良女子大学） ○自治体を巡る状況は厳しさが増している ・デジタル田園都市国家構想 デジタル田園都市国家構想総合戦略（2022 年 12 月）…自治体を総動員して市民生活、地域のデジタル化を進める。医療、福祉など市民生活を支える様々な分野を包括的に民間に委ねる。狙いは民間企業の新たな収益源の確保。マイナンバー法改正（2023 年 6 月）へ。新たな自治体業務の負担が増すばかり。 ・社会保障改革 全世代型社会保障構築会議報告書（2022 年 12 月）により、保険料負担の引き上げ、利用者負担の引き上げ、非正規化、労働力の流動化に対応した社会保障の確立			

の方針が明確化。子ども未来戦略方針（2023 年 6 月）では、非正規雇用の増大、賃金低下には手をつけず、政府の予算措置で対応可能な施策に限定（児童手当、出産一時金）。歳出削減以外、財源は明記できず。新自由主義的な政策には手をつけないのが最大の問題。

- ・軍拡予算で医療、福祉、教育予算の削減

防衛予算の伸び…民主党政権：4.65(2012)⇒自公政権：4.68(2013) 5.18(2022)
10 年間で 11 %増。安保三文書改定(2022)2023 年度：6.821 年間で 32 %増。

- ・地域経済の縮小

防衛費は特殊であり、製造業、公共事業、社会保障等の経済効果とは大きく異なる。戦闘や訓練で消費、生産は限られた企業、アメリカから購入。防衛費の増額、社会保障費の削減は、地域で循環する資金の減少、地域経済の縮小に直結する。自治体が大型公共事業、カジノに邁進すると、さらに地域経済は深刻に。

○新たな自治体政策が必要

①国の政策から地域、市民生活を守る

- ・地域の平和・安全、市民生活の向上、地域経済の活性化を進め

するためには、国と自治体が両輪。残念ながら国がそのような立場に立たないのであれば、自治体は国の政策から地域と市民を守る政策を展開すべき。多くの自治体が国の政策に異議を唱えることで、世論を動かし、国の政策を変えることもできる。

②地域と自治体の再編

(1)空間の再編：縮小、統廃合ではなく、質的改善

- ・たとえば、学校は統廃合でなく基準の改善を進める

子どもの減少を逆手にとって、少人数学級を導入する。子どもの減少に対応して基準の改善を進めれば、追加の財政負

担は不要。児童が 15 %減れば、40 人学級 34 人学級に。児童が 30 %減れば、40 人学級 28 人学級に。教員を増やす必要がなく、建物も増築する必要がない。今の予算を維持すれば実現可能。本来は経済成長に応じて質の改善を進めるべきであったが、できていない。統廃合ではなく、質の改善を優先させるべき。

- ・コンパクトシティも同じ

人口が 20 %減少 市街地を 20 %縮める。人口が 30 %減少 市街地を 30 %縮める⇒この考えは市街地の質を改善しないということ。本来は人口増に対応して、質を保障しながら、市街地の拡大を進めるべきであったが、質を犠牲にした市街地の拡大になった。人口減少で生じた空間的ゆとりを活かして、質の改善を優先させるべき。

- ・公園の拡大、自然の再生、環境への負荷を軽減するまちづくり、防災的に脆弱な地

区の改善、防災的に脆弱な地域からの転居→自然災害に強いまちづくり。長期的視点を持って、地域空間の再編を計画的に進めるべき。

(2)地域経済の再編：循環型経済の確立

・大都市に依存する地域経済、大型開発やインバウンドに依存する経済から転換
大型事業所が減少し雇用が生活の場で発生、個人消費の拡大を進めつつ、各地域で循環型経済を確立させる。商店街、第1次産業、医療・福祉・教育、再生可能エネルギー、中小企業 etc、社会保障の経済効果を重視する。

(3)地域福祉の再編：日常生活圏の整備

・日常生活圏（日常生活の範囲）を単位とした公共施設整備

日常生活圏、一般的には小学校区、1 km²、5000人～1万人。生活圏内に日常生活を支える公共的施設とサービスが整備＝暮らし続けられる地域。公共的施設とサービス：日常的な医療、高齢者福祉、障害者福祉、社会教育、小学校、保育所、幼稚園 etc⇒日常生活圏内で高齢者、障害者、児童福祉を質、量共に確保するようにする

(4)行政の再編：地域化を促進

・デジタル化、民営化、定数削減・非正規化ではなく、行政の様々な権限を地域に分散させる。

区役所、支所、出張所の機能拡充、それに対応した市民組織の設置、身近な単位での市民参加。将来的には日常生活圏レベルまで行政権限、機能を分散させるべき。民営化による効率よりも、地域化による効率。行政に必要な効率は市民の意向に的確に応えること。

③公共性の回復

・2000年代から各種のアウトソーシング、維新による何でも民営化、DXによる究極のアウトソーシング、医療、福祉、教育など市民生活支える基本的な計画を企業が担うようになる。

⇒市民サービスに関わる基本的な計画は行政が立案し、責任を持つべき。市民サービスの水準を一定に保つために必要なサービスは直営で行うべき。市民が選択できないサービスについては直営を維持すべき。

講演②「地域の主権を大切に、ミュニシパリズムの広がり」

岸本聡子氏（東京都杉並区長）

2022年の杉並区長選挙で「公共の再生」「草の根の民主主義と自治」を掲げて立候補し、多くの住民の支援を得て当選した。新自由主義が世界を席卷し、自治体で

は行革という名の下で行政サービスの民間委託や民営化が進められてきた。

欧州では、こういう流れに抗して、地域主権や自治を目指す自治体が現れ、「ミュニシパリズム」というコンセプトでつながっている。

「ミュニシパリズム」とは、選挙による間接民主主義に限定せず、地域に根付いた自治的な民主主義による合意を目指す。ボトムアップで地域から国政を変えようという運動でもある。また、行き過ぎた市場化・民営化で失った公共財を取り戻す運動でもある。「ミュニシパリズム」には①運動、②地方政治、③地域経済の要素があり、これら3要素が互いに影響し合って現実の政治経済を変革する力になっている。①運動には、近年欧州で頻発する労働者のストライキがあるが、公共財の自由化の結果、エネルギー価格上昇が抑えられず、物価上昇に給与が追いつかないことがその背景となっている。②地方政治には、自治体における権力をとることが含まれる。スペインのバルセロナでは、住宅・電力・水の権利などを主張する「バルセロナ・コモンズ」が女性の政治参加を促す仕組みを作り、男性中心の政治に象徴される、競争、秘密主義、力による弾圧ではなく、協調、対話、当事者に対する共感力による解決を強調する政治へと変化させている。③地域経済については、地域経済を活性化するために公共の再生、住民の政治への直接参加、地域経済の実装が必要となる。

7月23日(日) 分科会 9:30~16:00

分科会「介護・福祉の法政策はどう展開してきたか、課題は何か」

豊島明子氏(南山大学)

- ・福祉の「パラダイム転換」をもたらした「介護保険法」(2000年施行)

「社会福祉基礎構造改革」により、介護は措置から契約へ。福祉サービス利用関係における申請主義の原則化。その例外としての措置制度＝職権主義。サービス提供主体の多様化(行政の民間化)…福祉の市場化、契約化。「官から民へ」の構造改革によりサービス提供主体を民に委ねることは営利化に直結した。介護では相談支援も民間へ。サービス提供主体の地域から撤退した行政は専門性を喪失した。

介護保険は「権利としての介護保障」から見て多くの課題を抱えている。つまり、介護保険の持続可能性論がもたらした諸問題。①経済的な負担増、②サービスの利用制限、③介護従事者の低い処遇。

- ・市場化政策に付与された「地域共生社会」(社会福祉法2017、2020年改正)

官対民から公対民へと把握を改め、多様な「私」、「共」に焦点があてられる。地域包括支援センターを拠点とした公民連携による介護の展開をベースとして「地域包括ケアシステム」の「深化」として地域共生社会を目指す。

- ・介護とDX

健康保険証のマイナンバーカードへの一体化と保険証廃止によるマイナンバーカ

ードの「義務化」が進む中、介護分野では「生産性向上」と「介護の科学化」が求められている。介護ロボットやICT等テクノロジーの導入と人員配置基準緩和がセットで進められている。データ活用による介護の標準化、データ化でき、アウトカム（評価）の評価が可能な介護（＝科学的介護）が『質の高い介護』という介護の専門性に対する一面的な評価、『事業所の質』の管理・統制につながる、医療・介護のDXは給付抑制に拍車をかける懸念がある。

7月24日（月）全体会 9:20～11:50

講演「暮らしから考える自治体行政のデジタル化」

本多滝夫氏（龍谷大学）

デジタル社会の特徴は、たんに社会生活を送る上でデジタル技術が多用されるだけでなく、デジタル技術の進展に伴い、その重要性・多様性・容量を爆発的に増大させたデータ、とくにパーソナルデータ（個人情報・個人関連情報）を活用（流通、連携）するところにある。そうしたデータを活用する環境が不整備だから日本は世界の趨勢に乗り遅れ、国際競争力が低下しているのだとの認識に基づいて、政府・財界は、デジタル社会の形成が日本の経済成長にとっての焦眉の課題だとしている。

データが経済、さらには社会を左右するというデジタル社会（＝データ駆動型社会）では、最大のデータ保有者である国や自治体は、インターネットを介して、広い範囲にデータを提供してサービスの提供者とサービスの利用者を結び付ける共通の土台、つまりプラットフォームになることが求められている。

デジタル社会は、資本主義の新しい展開とみることができる。日本の経済学者の諸富徹氏は21世紀にデジタル・プラットフォーマーが市場支配力を高めていることに着眼し、「物的なもの」が「非物質的なもの」によって新たな価値を与えられ、資本主義が新しい発展段階へ進化を遂げつつある現象を「資本主義の非物質主義的転回」と呼んでいる。

しかし、アメリカの経営学者のショシャナ・ズボフ氏は、デジタル化した資本主義を、人間の経験を行動データに転換し、その一部を行動余剰としてAIが予測製品へと加工し、予測製品を行動先物市場で取引する資本主義の新しい蓄積形態と見る。この資本主義は、私たちに関する情報の流れを自動化するだけでなく、私たちを自動化するという意味で監視資本主義（Surveillance Capitalism）と呼んでいる。監視資本主義はアテンション・エコノミー（「関心を競う経済」）とも呼ばれ、AIを利用した資本は、デジタルデバイスを媒体にして、私たちの気がつかない外部からの刺激で行動に影響を与え続けている。商業主義的なターゲットに合わせて私たちの行動は気づかないうちに変容を受ける。

監視資本主義で培われたデジタル技術、とくに認証技術とプロファイリング技術は社会全体の安全と秩序の維持にも使われており、街中に溢れる防犯カメラと称する監視カメラ、オンラインで行き交うSNS上のメッセージを監視するソフトなど公安に関係するものから、河川の水位の監視、橋梁の老朽化の監視など日常生活上の安全に関係するものまでデジタル技術が利用されつつある。あらゆる人の行為、あらゆる事象をデジタル技術で収集・記録する社会は、監視社会といってよい。重点計画では、すでにデジタル臨時調査会において作成された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（2022年12月21日）」に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行い、2024年6月までを目途にアナログ規制を一掃するとされている。これに法的根拠を与え、デジタル化を不可逆のものとするデジタル規制改革推進一括法が先の第211回国会で成立した。

監視資本主義で培われ、監視社会に遍在するデジタル技術は、さらに、国家が、国民や住民を監視・監督する（supervise）するものに容易に転用することが可能。平時において国家は、なおも安全・安心を確保する監視社会の仮面で国民や住民の情報を収集し（survey）、データとして記録し、データを評価し（monitor）、Webサイトやマイナポータル等を通じて行動変容を促し（nudge）、非平時（有事）においてはスマホ等を通じて指示する（supervise）ことになる。

第211回国会で改定されたマイナンバー法は、行政機関等が法定されている事務に準ずる事務であれば法律の改定を要するまでもなくマイナンバーと紐づけをすることができるようにしたり、マイナンバーによるデータ間の相互連携が認められる事務を法律事項としていた法制を省令事項にして国会による統制を弱めたりするなど、法律上の制限を緩和してしまったが、こうした改定はマイナンバー制度を監視国家に転用することを容易にするものとなる。

行政手続のオンライン化によって実現される「オンライン市役所」・「書かないワンストップ窓口」は、従前の半分の職員で行政サービスを提供する「スマート自治体」（「自治体戦略2040 構想研究会第二次報告（平成30年7月）」）を実現するかもしれない。SaaS化した自治体の情報システムは、自治体の事務全体の標準化・均質化を進める。さらに、システムによって自治体の事務の内容が左右される結果、地域の課題解決に関し住民の要望があっても、システム改修の経費が嵩むことを理由に新しいサービスの創出を認めないこともあり得る。

地域の課題解決に必要なサービスを自治体が直接に提供しない場合には、新しい価値創出という趣旨でこれを民間のデジタル・ビジネスに委ねることになり、そのとき自治体は、データ連携基盤を通じて、地域のオープンデータや住民のパーソナルデータを提供するためだけの存在になりかねない。

2021年に改定され、本年4月1日から自治体にも適用されている個人情報保護法、自治体にもアナログ規制の見直しを求めるデジタル規制改革推進一括法、改定

されたマイナンバー法は、監視資本主義、監視社会、および監視国家に適合するように自治体を転形する（transform）ための法制度と見てよい。

変質を迫られている自治体の下で暮らす住民は、「市民カード化」したマイナンバーカードを身分証明書として常時携帯することを求められ、マイナンバーカードによる認証を通じて自治体サービスや民間サービスを利用することが許され、その利用によりその行動はデータとして常時収集、記録され、そうしたデータの評価に基づいて住民は平時においては行動変容を促され、非平時（有事）においては指示される地位に置かれることになる。普及が強行されているマイナンバーカードは、デジタル社会の「パスポート」ならぬ、監視資本主義・監視社会・監視国家の下で生きるための「ビザ」にほかならない。

（考察）

2000年代の「三位一体改革」、2010年代以降の第二次分権改革により、財源保障なき分権改革が進められてきた。この間の地方創生政策、コロナ対策、デジタル対策などにおいても国のコントロールが強くなり、実態は分権ではなく「集権」へと向かっている。さらに2022年12月の安保3文書改訂により、2023年度の軍事費は10兆円を超えて2022年度比で倍増している。社会保障関係費については実質的な伸びの抑制が続けられ、国保制度の見直し、医療費の適正化、地域医療構想による医療機関の再編などが進められ、少子化対策も依然として対GDP比による国際比較では低い水準にとどまっている。3年以上にわたるコロナ禍では雇用の不安定化が促進され新自由主義的諸政策による構造転換が一層進展する側面も持っている。ワーキングプア、女性と子どもの貧困、ジェンダー不平等も深刻であり、福祉国家というよりむしろ軍事的集権型国家の様相を示している。「自治体戦略2040構想」、スマート自治体への転換と圏域行政、デジタル関連6法とデジタル庁設置に伴う統治機構の再編、事実上のマイナンバーカードの強制はさらに国民の監視と統制を強める手立てにほかならない。地方自治体も国民も強力に縛ろうとする政治の在り方を転換するために「草の根の民主主義」による公共の再生と地方自治の回復が、真の国民主権を取り戻すために何よりも求められている状況となった。国の言いなり行政ではなく、市民の福祉向上の視点に立ち切った議論が必要な局面となっている。